

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年2月12日	
【会社名】	イノバセル株式会社	
【英訳名】	Innovace11 Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役Co-CEO	ノビック・コーリン
	代表取締役Co-CEO	シーガー・ジェイソン
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎三丁目5番11号	
【電話番号】	03-6555-4437	
【事務連絡者氏名】	取締役CFO	細野 恭史
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎三丁目5番11号	
【電話番号】	03-6555-4437	
【事務連絡者氏名】	取締役CFO	細野 恭史
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	5,044,228,950円
	売出金額	
	（引受人の買取引受による売出し）	
	ブックビルディング方式による売出し	549,045,000円
	（オーバーアロットメントによる売出し）	
	ブックビルディング方式による売出し	1,847,745,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年1月19日付をもって提出した有価証券届出書及び2026年2月4日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集8,400,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し2,094,000株（引受人の買取引受による売出し725,300株・オーバーアロットメントによる売出し1,368,700株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2026年2月12日に決定したため、これらに関連する事項並びに「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 その他の新株予約権等の状況」、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 2 取得者の概況」及び「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

なお、上記募集及び引受人の買取引受による売出しについては、2026年2月12日に、日本国内における販売に供される株数が5,007,000株、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対する販売に供される株数が4,118,300株と決定されております。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）
 - (2) ブックビルディング方式
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
- 4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）
 - (2) ブックビルディング方式

募集又は売出しに関する特別記載事項

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について
3. ロックアップについて
4. 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について
5. 親付け先への販売について

第二部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (2) 新株予約権等の状況
その他の新株予約権等の状況

第四部 株式公開情報

第2 第三者割当等の概況

- 1 第三者割当等による株式等の発行の内容
- 2 取得者の概況

第3 株主の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数（株）	内容
普通株式	8,400,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

（注）1．2026年1月19日開催の取締役会決議によっております。

- 2．2026年1月19日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行（以下「本募集」という。）の発行株式の一部は、野村證券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。）される予定であります。上記発行数は、本募集における日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数（以下「本募集における国内販売株数」という。）の上限です。なお、本募集における海外販売株数は、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2026年2月12日）に決定されます。本募集における海外販売の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4．本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。
- 3．上記発行数8,400,000株には、国内募集に供される株式と本募集における海外販売に供される株式が含まれており、上記発行数8,400,000株は、本募集における国内販売株数の上限の株数であります。最終的な本募集における国内販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2026年2月12日）に決定されます。
- 4．当社は、野村證券株式会社に対し、本募集における販売株数の一部を当社が指定する販売先（親引け先）への販売を要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5．親引け先への販売について」をご参照下さい。指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。
また、下表に記載のHappiness Capital Investments Limitedへの販売に係る株式数は、上記「本募集における海外販売株数」に含まれます。

指定する販売先（親引け先）	株式数	販売目的
アルフレッサ株式会社	上限232,500株	事業シナジー創出を目的とした関係強化のため
りそなアセットマネジメント株式会社が運用を行うファンド	上限155,000株	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
Happiness Capital Investments Limited	上限116,200株	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
UntroD野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合	上限77,500株	当社の企業価値向上に資することを目的とするため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

- 5．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

- 6．上記とは別に、2026年1月19日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,368,700株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

（訂正後）

種類	発行数（株）	内容
普通株式	4,600,300	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2026年1月19日開催の取締役会決議によっております。

2. 2026年1月19日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行（以下「本募集」という。）の発行株式の一部は、野村證券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。）されます。上記発行数は、本募集における日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数（以下「本募集における国内販売株数」という。）であり、本募集における海外販売株数は3,799,700株であります。本募集における海外販売の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。

3. 当社は、野村證券株式会社に対し、本募集における販売株数の一部を当社が指定する販売先（親引け先）への販売を要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5. 親引け先への販売について」をご参照下さい。指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

また、下表に記載のHappiness Capital Investments Limitedへの販売に係る株式数は、上記「本募集における海外販売株数」に含まれます。

指定する販売先 （親引け先）	株式数	販売目的
アルフレッサ株式会社	当社普通株式222,200株	事業シナジー創出を目的とした関係強化のため
りそなアセットマネジメント株式会社が運用を行うファンド	当社普通株式148,100株	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
Happiness Capital Investments Limited	当社普通株式111,100株	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
Untrod野村クロスオーパーインパクトファンド投資事業有限責任組合	当社普通株式74,000株	当社の企業価値向上に資することを目的とするため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

5. 上記とは別に、2026年1月19日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,368,700株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 3. の全文削除及び4. 5. 6. の番号変更

2【募集の方法】

（訂正前）

2026年2月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で本募集を行います。引受価額は2026年2月4日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,096.50円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	8,400,000	9,210,600,000	5,128,200,000
計（総発行株式）	8,400,000	9,210,600,000	5,128,200,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては「募集又は売出しに関する特別記載事項 4．本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。

5．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2026年1月19日開催の取締役会決議に基づき、2026年2月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

6．仮条件（1,290円～1,350円）の平均価格（1,320円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は11,088,000,000円となります。

7．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

8．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

2026年2月12日に決定された引受価額（1,248.75円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格1,350円）で本募集を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	4,600,300	5,044,228,950	2,872,312,313
計（総発行株式）	4,600,300	5,044,228,950	2,872,312,313

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本募集における国内販売株数に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては「募集又は売出しに関する特別記載事項 4．本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。

5．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）6．の全文削除及び7．8．の番号変更

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位(株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	1,096.50	未定 (注)3.	100	自 2026年2月13日(金) 至 2026年2月18日(水)	未定 (注)4.	2026年2月23日(月)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,290円以上1,350円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年2月12日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,096.50円)及び2026年2月12日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2026年1月19日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2026年2月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、2026年2月24日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込み在先立ち、2026年2月5日から2026年2月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,096.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位(株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,350	1,248.75	1,096.50	624.375	100	自 2026年2月13日(金) 至 2026年2月18日(水)	1株につき 1,350	2026年2月23日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件（1,290円～1,350円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,350円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,248.75円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（1,350円）と会社法上の払込金額（1,096.50円）及び2026年2月12日に決定された引受価額（1,248.75円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は624.375円（増加する資本準備金の額の総額2,872,312,312円）と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき1,248.75円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2026年2月24日（火）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	7,715,700	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2026年2月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	684,300	
計	-	8,400,000	

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(2026年2月12日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	7,715,700	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2026年2月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,248.75円)を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき101.25円)の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	684,300	
計	-	8,400,000	

(注) 1. 上記引受人と2026年2月12日に元引受契約を締結いたしました。なお、引受株式数には、本募集における海外販売に供される株式数が含まれます。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
10,256,400,000	59,300,000	10,197,100,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（1,290円～1,350円）の平均価格（1,320円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
5,744,624,625	28,100,000	5,716,524,625

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

2. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における国内販売株数に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額10,197,100千円については、本募集における海外販売の手取概算額（未定）及び「1 新規発行株式」の（注）6.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限1,671,182千円と合わせた手取概算額合計上限11,868,282千円を、研究開発資金、ローン返済資金及び運転資金等に充当する予定であります。具体的には以下のとおりとなります。

研究開発資金：6,932,000千円

進行中であるICEF15第 相国際共同治験等に2,267,000千円（2026年度に1,483,000千円、2027年度に784,000千円）、腹圧性尿失禁を対象としたICES13の第 相臨床試験等に1,934,000千円（2026年度に287,000千円、2027年度に1,647,000千円）、漏出性便失禁を対象としたICEF16の第 / 相臨床試験やその他の非臨床試験等に756,000千円（2026年度に347,000千円、2027年度に409,000千円）を充当する予定であります。また、子会社のCPC（細胞培養加工施設）運営費等（研究開発活動に関連する人件費やメンテナンス費用などを含む）に1,975,000千円（2026年度に888,000千円、2027年度に1,087,000千円）を充当する予定であります。

ローン返済資金：3,100,000千円

欧州投資銀行（EIB）からの借入金の前倒し返済を行うために、3,100,000千円を充当する予定であります。

運転資金等：1,836,282千円

運転資金として、人件費に949,000千円（2026年度に370,000千円、2027年度に579,000千円）、商業化準備費用に334,000千円（2026年度に185,000千円、2027年度に149,000千円）、設備投資（臨床試験機器、研究機器等）に287,000千円（2026年度に109,000千円、2027年度に178,000千円）、その他諸経費に266,282千円（2026年度に135,000千円、2027年度に131,282千円）を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(訂正後)

上記の手取概算額5,716,524千円については、本募集における海外販売の手取概算額4,713,675千円及び「1 新規発行株式」の（注）5.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限1,709,164千円と合わせた手取概算額合計上限12,139,364千円を、研究開発資金、ローン返済資金及び運転資金等に充当する予定であります。具体的には以下のとおりとなります。

研究開発資金：6,932,000千円

進行中であるICEF15第 相国際共同治験等に2,267,000千円（2026年度に1,483,000千円、2027年度に784,000千円）、腹圧性尿失禁を対象としたICES13の第 相臨床試験等に1,934,000千円（2026年度に287,000千円、2027年度に1,647,000千円）、漏出性便失禁を対象としたICEF16の第 / 相臨床試験やその他の非臨床試験等に756,000千円（2026年度に347,000千円、2027年度に409,000千円）を充当する予定であります。また、子会社のCPC（細胞培養加工施設）運営費等（研究開発活動に関連する人件費やメンテナンス費用などを含む）に1,975,000千円（2026年度に888,000千円、2027年度に1,087,000千円）を充当する予定であります。

ローン返済資金：3,100,000千円

欧州投資銀行（EIB）からの借入金の前倒し返済を行うために、3,100,000千円を充当する予定であります。

運転資金等：2,107,364千円

運転資金として、人件費に949,000千円（2026年度に370,000千円、2027年度に579,000千円）、商業化準備費用に334,000千円（2026年度に185,000千円、2027年度に149,000千円）、設備投資（臨床試験機器、研究機器等）に287,000千円（2026年度に109,000千円、2027年度に178,000千円）、その他諸経費に537,364千円（2026年度に280,000千円、2027年度に257,364千円）を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

(訂正前)

2026年2月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	725,300	957,396,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 MEDIPAL Innovation投資事業有限責任組合 277,780株 London W8 6LP, UNITED KINGDOM Thomas Marsoner 256,000株 東京都中央区日本橋兜町8-1 FinGATE Terrace 4階 Fiducia GrowthTech投資事業有限責任組合 113,300株 東京都港区高輪3丁目12-17 プラウド高輪三丁目403号室 GFファンド有限責任事業組合 78,000株 東京都港区 ノビック・コーリン 110株 東京都品川区 シーガー・ジェイソン 110株
計(総売出株式)	-	725,300	957,396,000	-

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る株式の一部は、野村證券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。）される予定であります。なお、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2026年2月12日）に決定されます。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。

3. 上記売出数725,300株には、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内での販売（以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売される株数を「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。）に供される株式と引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に供される株式が含まれており、上記売出数725,300株は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限の株数であります。最終的な引受人の買取引受による売出し

における国内販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売価格決定日（2026年2月12日）に決定されます。

4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件（1,290円～1,350円）の平均価格（1,320円）で算出した見込額であります。なお、当該総額は引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。
6. 売出数等については今後変更される可能性があります。
7. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5. に記載した振替機関と同一であります。
8. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
9. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

2026年2月12日に決定された引受価額(1,248.75円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,350円)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	406,700	549,045,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 MEDIPAL Innovation投資事業有限責任組合 277,780株 London W8 6LP, UNITED KINGDOM Thomas Marsoner 256,000株 東京都中央区日本橋兜町8-1 FinGATE Terrace 4階 Fiducia GrowthTech投資事業有限責任組合 113,300株 東京都港区高輪3丁目12-17 プラウド高輪三丁目403号室 GFファンド有限責任事業組合 78,000株 東京都港区 ノビック・コーリン 110株 東京都品川区 シーガー・ジェイソン 110株
計(総売出株式)	-	406,700	549,045,000	-

(注)1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る株式725,300株の一部は、野村証券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。)されます。なお、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は、318,600株であります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。
3. 上記売出数406,700株は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内での販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売される株数を「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。)に供される株式数であります。また、上記売出しに係る株式の所有者の売出株数には、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に供される株式数が含まれます。

4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数に係るものであり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4.に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）6. の全文削除及び7. 8. 9. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 2026年 2月13日(金) 至 2026年 2月18日(水)	100	未定 (注)2.	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目 13番1号 野村證券株式会社	未定 (注)3.

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2026年2月12日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
1,350	1,248.75	自 2026年 2月13日(金) 至 2026年 2月18日(水)	100	1株につ き 1,350	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目 13番1号 野村證券株式会社	(注)3.

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。
3. 引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき101.25円)の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と2026年2月12日に元引受契約を締結いたしました。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	1,368,700	1,806,684,000	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村証券株式会社 1,368,700株
計(総売出株式)	-	1,368,700	1,806,684,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2026年1月19日開催の取締役会において、野村証券株式会社に割当先とする当社普通株式1,368,700株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件（1,290円～1,350円）の平均価格（1,320円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	1,368,700	1,847,745,000	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村證券株式会社 1,368,700株
計(総売出株式)	-	1,368,700	1,847,745,000	-

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村證券株式会社が行う売出しであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2026年1月19日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,368,700株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 4. に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 2026年 2月13日(金) 至 2026年 2月18日(水)	100	未定 (注)1.	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
1,350	自 2026年 2月13日(金) 至 2026年 2月18日(水)	100	1株につき 1,350	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2026年2月12日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるノビック・コーリン及びシーガー・ジェイソン（以下「貸株人」と総称する。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年1月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式1,368,700株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 1,368,700株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,096.50円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	2026年3月25日（水）

(注) 割当価格は、2026年2月12日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるノビック・コーリン及びシーガー・ジェイソン（以下「貸株人」と総称する。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年1月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式1,368,700株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 1,368,700株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,096.50円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額 854,582,063円（1株につき金624.375円） 増加する資本準備金の額 854,582,062円（1株につき金624.375円）
(4)	払込期日	2026年3月25日（水）

(注) 割当価格は、2026年2月12日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額（1,248.75円）と同一であります。

(以下省略)

3. ロックアップについて

（訂正前）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人及び売出人であるノビック・コーリン並びにシーガー・ジェyson、売出人であるThomas Marsoner、Fiducia GrowthTech投資事業有限責任組合及びGFファンド有限責任事業組合並びに当社株主であるPeppermint Grove Limited、Insanna Stiftung、シーズ・インベストメント有限責任事業組合、マークシュタイナー・ライナー、坂野敦、Glymur Biotech Ventures LP、山田敏治、志村晶、InnovaceIIファンド投資事業有限責任組合、株式会社アイロムグループ、SBI4&5投資事業有限責任組合、Arcus Genseki Fund、株式会社IDファーマ、襟川恵子、シーズ・インベストメント2号有限責任事業組合、フラーリ・アンドリュウ・ローレンス、Masthead 2DL2C LLC Roth 401K、リー・ヤオ、SBI4&5投資事業有限責任組合2号、三喜不動産株式会社、株式会社コーエーテックモキャピタル、町田篤彦、土佐機工株式会社、Minato Investors LLC及びSuavida合同会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年8月22日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行、譲渡制限付き株式報酬にかかわる発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2026年1月19日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

さらに、親引け先であるアルフレッサ株式会社、リそなアセットマネジメント株式会社が運用を行うファンド及びUntrod野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、払込期日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の日（2026年8月22日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等を行わない旨の書面を差し入れる予定であります。加えて、親引け先であるHappiness Capital Investments Limitedは、主幹事会社に対して、払込期日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の日（2026年8月22日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得した当社普通株式の売却等は行わない旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社普通株式の割当を受けた者（James Roland Weisser、アルフレッサ株式会社、Arcus Genseki Fund、ハウディ1号投資事業有限責任組合、株式会社エイトオプティク、ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合、SBI4&5投資事業有限責任組合、SBI4&5投資事業有限責任組合2号、あすかイノベーション投資事業有限責任組合、Happact I-41 Limited、Fiducia GrowthTech投資事業有限責任組合、その他95名）及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

（訂正後）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人及び売出人であるノビック・コーリン並びにシーガー・ジェyson、売出人であるThomas Marsoner、Fiducia GrowthTech投資事業有限責任組合及びGFファンド有限責任事業組合並びに当社株主であるPeppermint Grove Limited、Insanna Stiftung、シーズ・インベストメント有限責任事業組合、マークシュタイナー・ライナー、坂野敦、Glymur Biotech Ventures LP、山田敏治、志村晶、InnovaceIIファンド投資事業有限責任組合、株式会社アイロムグループ、SBI4&5投資事業有限責任組合、Arcus Genseki Fund、株式会社IDファーマ、襟川恵子、シーズ・インベストメント2号有限責任事業組合、フラーリ・アンドリュウ・ローレンス、Masthead 2DL2C LLC Roth 401K、リー・ヤオ、SBI4&5投資事業有限責任組合2号、三喜不動産株式会社、株式会社コーエーテックモキャピタル、町田篤彦、土佐機工株式会社、Minato Investors LLC及びSuavida合同会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年8月22日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行、譲渡制限付き株式報酬にかかわる発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2026年1月19日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

さらに、親引け先であるアルフレッサ株式会社、りそなアセットマネジメント株式会社が運用を行うファンド及びUntrod野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、払込期日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の日（2026年8月22日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等を行わない旨の書面を差し入れております。加えて、親引け先であるHappiness Capital Investments Limitedは、主幹事会社に対して、払込期日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の日（2026年8月22日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得した当社普通株式の売却等は行わない旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社普通株式の割当を受けた者（James Roland Weisser、アルフレッサ株式会社、Arcus Genseki Fund、ハウディ1号投資事業有限責任組合、株式会社エイトオブティク、ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合、SBI4&5投資事業有限責任組合、SBI4&5投資事業有限責任組合2号、あすかイノベーション投資事業有限責任組合、Happact I-41 Limited、Fiducia GrowthTech投資事業有限責任組合、その他95名）及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4．本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

（訂正前）

2026年1月19日開催の当社取締役会において決議された本募集の発行株式及び当社普通株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）に係る売出数のうち一部について、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して海外販売が行われる予定であります。
海外販売の概要は以下のとおりです。

（訂正後）

2026年1月19日開催の当社取締役会において決議された本募集の発行株式及び当社普通株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）に係る売出数のうち一部について、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して海外販売が行われます。
海外販売の概要は以下のとおりです。

1．本募集における海外販売に関する事項

（2）本募集における海外販売の発行数

（訂正前）

未定

（上記発行数は、本募集における海外販売株数であり、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日に決定されます。）

（訂正後）

3,799,700株

（上記発行数は、本募集における海外販売株数であります。）

（3）本募集における海外販売の発行価格

（訂正前）

未定

（本募集における海外販売の発行価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）1.と同様であります。）

（本募集における海外販売の発行価格は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における発行価格と同一といたします。）

（訂正後）

1株につき1,350円

(4) 本募集における海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

(訂正前)

1株につき1,096.50円

（「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2026年2月12日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。）

(訂正後)

1株につき1,096.50円

（「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2026年2月12日に決定された発行価格（1,350円）、引受価額（1,248.75円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。）

(5) 本募集における海外販売の資本組入額

(訂正前)

未定

（本募集における海外販売の資本組入額は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における資本組入額と同一といたします。）

(訂正後)

1株につき624.375円

(6) 本募集における海外販売の発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

4,166,371,050円

(7) 本募集における海外販売の資本組入額の総額

(訂正前)

未定

（本募集における海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、発行価格決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。）

(訂正後)

2,372,437,688円

（本募集における海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。）

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(訂正前)

手取金の総額	払込金額の総額	未定
	発行諸費用の概算額	未定
	差引手取概算額	未定

(省略)

(訂正後)

手取金の総額	払込金額の総額	4,744,875,375円
	発行諸費用の概算額	31,200,000円
	差引手取概算額	4,713,675,375円

(省略)

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関する事項

(2) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出数

(訂正前)

未定

(売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日に決定されます。)

(訂正後)

318,600株

(売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数であります。)

(3) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格

(訂正前)

未定

(「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1.と同様の決定方法により、売出価格決定日に、下記(4)に記載の引受価額と同時に決定される予定であります。)

(訂正後)

1株につき1,350円

(4) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額

(訂正前)

未定

(日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条に規定される方式により、売出価格決定日に決定されます。)

(訂正後)

1株につき1,248.75円

(5) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

430,110,000円

5．親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

(アルフレッサ株式会社)

(訂正前)

a．親引け先の概要	名称	アルフレッサ株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区神田美土代町7番地
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 福神 雄介
	資本金	4,000百万円
	事業の内容	医療用医薬品、医療機器、医療用検査試薬、介護用品、健康食品、一般用医薬品等の卸売販売
	主たる出資者及び出資比率	アルフレッサホールディングス株式会社 100%
b．当社と親引け先との関係	出資関係	親引け先は当社普通株式1,176,471株を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	親引け先は当社との間で業務提携基本契約を締結しております。
c．親引け先の選定理由	事業シナジー創出を目的とした関係強化のため	
d．親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、232,500株を上限として、2026年2月12日（発行価格等決定日）に決定される予定。）	
e．株券等の保有方針	長期保有の見込みです。	
f．払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けています。	
g．親引け先の実態	当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しています。	

(訂正後)

a．親引け先の概要	名称	アルフレッサ株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区神田美土代町7番地
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 福神 雄介
	資本金	4,000百万円
	事業の内容	医療用医薬品、医療機器、医療用検査試薬、介護用品、健康食品、一般用医薬品等の卸売販売
	主たる出資者及び出資比率	アルフレッサホールディングス株式会社 100%
b．当社と親引け先との関係	出資関係	親引け先は当社普通株式1,176,471株を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	親引け先は当社との間で業務提携基本契約を締結しております。
c．親引け先の選定理由	事業シナジー創出を目的とした関係強化のため	
d．親引けしようとする株式の数	当社普通株式222,200株	
e．株券等の保有方針	長期保有の見込みです。	
f．払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けています。	
g．親引け先の実態	当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しています。	

（りそなアセットマネジメント株式会社が運用を行うファンド）
（訂正前）

a．親引け先の概要	名称	りそなアセットマネジメント株式会社が運用する下記ファンド ・ R M国内株式アクティブ中小型マザーファンド ・ R M国内中小型成長株式マザーファンド ・ 年金投資基金信託株式口0 ・ Resona Japan Equity_Small Cap（単独運用）
	所在地	該当事項はありません。
	組成目的	投資信託及び投資法人に関する法律等に基づく委託者指図型投資信託および年金投資基金信託、投資一任契約に基づくファンドであり、受益者のための利殖を目的としています。
	業務執行組合員又はこれに類する者	名称 りそなアセットマネジメント株式会社 所在地 東京都江東区木場一丁目5番65号 代表者 代表取締役 西山 明宏
b．当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c．親引け先の選定理由	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため	
d．親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、155,000株を上限として、2026年2月12日（発行価格等決定日）に決定される予定。）	
e．株券等の保有方針	中長期保有の見込みです。	
f．払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けています。	
g．親引け先の実態	当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を業務執行組合員又はこれに類するものの役員等に選任しておらず、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しています。	

(訂正後)

a．親引け先の概要	名称	りそなアセットマネジメント株式会社が運用する下記ファンド ・ R M国内株式アクティブ中小型マザーファンド ・ R M国内中小型成長株式マザーファンド ・ 年金投資基金信託株式口0 ・ Resona Japan Equity_Small Cap (単独運用)
	所在地	該当事項はありません。
	組成目的	投資信託及び投資法人に関する法律等に基づく委託者指図型投資信託および年金投資基金信託、投資一任契約に基づくファンドであり、受益者のための利殖を目的としています。
	業務執行組合員又はこれに類する者	名称 りそなアセットマネジメント株式会社 所在地 東京都江東区木場一丁目5番65号 代表者 代表取締役 西山 明宏
b．当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c．親引け先の選定理由	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため	
d．親引けしようとする株式の数	当社普通株式148,100株	
e．株券等の保有方針	中長期保有の見込みです。	
f．払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けています。	
g．親引け先の実態	当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を業務執行組合員又はこれに類するものの役員等に選任しておらず、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しています。	

(Happiness Capital Investments Limited)

(訂正前)

a. 親引け先の概要	名称	Happiness Capital Investments Limited
	登録住所及び連絡先の所在地	PO Box 309, Uglan House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands 37/F, Infinitus Plaza, 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 Ng Ka Hing Eric
	資本金	非開示
	事業の内容	投資事業、持株会社
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c. 親引け先の選定理由	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため	
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、116,200株を上限として、2026年2月12日（発行価格等決定日）に決定される予定。）	
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みです。	
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けています。	
g. 親引け先の実態	当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しています。	

(訂正後)

a．親引け先の概要	名称	Happiness Capital Investments Limited
	登録住所及び連絡先の所在地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands 37/F, Infinitus Plaza, 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 Ng Ka Hing Eric
	資本金	非開示
	事業の内容	投資事業、持株会社
b．当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c．親引け先の選定理由	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため	
d．親引けしようとする株式の数	当社普通株式111,100株	
e．株券等の保有方針	長期保有の見込みです。	
f．払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けています。	
g．親引け先の実態	当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しています。	

（UntroD野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合）
（訂正前）

a．親引け先の概要	名称	UntroD野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合
	所在地	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
	組成目的	有価証券並びに出資持分の取得及び保有
	業務執行組員又はこれに類する者	名称 UntroD野村クロスオーバーインパクトファンド有限責任事業組合 所在地 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号 管理担当組員 UntroD Capital Japan株式会社 職務執行者 藤井 昭剛 ヴィルヘルム
b．当社と親引け先との関係	出資関係	親引け先は当社普通株式588,235株を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c．親引け先の選定理由		更なる出資によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
d．親引けしようとする株式の数		未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、77,500株を上限として、2026年2月12日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
e．株券等の保有方針		中長期保有の見込みです。
f．払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けています。
g．親引け先の実態		当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を業務執行組員又はこれに類するものの役員等に選任しておらず、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しています。

(訂正後)

a. 親引け先の概要	名称	UntroD野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合
	所在地	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
	組成目的	有価証券並びに出資持分の取得及び保有
	業務執行組合員又はこれに類する者	名称 UntroD野村クロスオーバーインパクトファンド有限責任事業組合 所在地 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号 管理担当組合員 UntroD Capital Japan株式会社 職務執行者 藤井 昭剛 ヴィルヘルム
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	親引け先は当社普通株式588,235株を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c. 親引け先の選定理由	更なる出資によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため	
d. 親引けしようとする株式の数	当社普通株式74,000株	
e. 株券等の保有方針	中長期保有の見込みです。	
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けています。	
g. 親引け先の実態	当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を業務執行組合員又はこれに類するものの役員等に選任しておらず、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しています。	

(3) 販売条件に関する事項

(訂正前)

販売価格は、発行価格等決定日(2026年2月12日)に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(訂正後)

販売価格は、2026年2月12日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格(1,350円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況
(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)	公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
Peppermint Grove Limited	Unit 804, 8/F, Wing On Plaza 62 Mody Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong	3,609,815	9.45	3,609,815	7.75
Insanna Stiftung	Austrasse 56 9490 Vaduz Fürstentum Liechtenstein	3,607,988	9.45	3,607,988	7.75
シーズ・インベストメント 有限責任事業組合	東京都渋谷区広尾一丁目 1番39号 恵比寿プライムスクエア タワー17階	2,464,100	6.45	2,464,100	5.29
ノビック・コーリン	東京都港区	2,427,921 (136,200)	6.36 (0.36)	2,427,811 (136,200)	5.21 (0.29)
シーガー・ジェイソン	東京都品川区	2,427,921 (136,200)	6.36 (0.36)	2,427,811 (136,200)	5.21 (0.29)
The Prudential Assurance Company Limited	10 Fenchurch Avenue, London, EC3M 5AG, United Kingdom	2,352,942 (2,352,942)	6.16 (6.16)	2,352,942 (2,352,942)	5.05 (5.05)
マークシュタイナー・ライ ナー	Schwaz, Austria	2,323,128 (182,500)	6.08 (0.48)	2,323,128 (182,500)	4.99 (0.39)
坂野 敦	Mid-Levels, Central, Hong Kong	1,643,914	4.31	1,643,914	3.53
アルフレッサ株式会社	東京都千代田区神田美土 代町7番地	1,176,471	3.08	1,408,971	3.02
Glymur Biotech Ventures LP	P0 Box 282, Oak House, Hirzel Street, St Peter Port, GY1 3RH, Guernsey	1,339,508	3.51	1,339,508	2.88
計	-	23,373,708 (2,807,842)	61.22 (7.35)	23,605,988 (2,807,842)	50.68 (6.03)

(注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2026年1月19日現在のもの
であります。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し
後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2026年1月19日現在の所有株式数及び
株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(アルフレッサ株
式会社232,500株、リそなアセットマネジメント株式会社が運用を行うファンド(RM国内株式アクティブ
中小型マザーファンド、RM国内中小型成長株式マザーファンド、年金投資基金信託株式口0、Resona
Japan Equity Small Cap(単独運用))合計155,000株、Happiness Capital Investments Limited116,200
株、UntroD野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合77,500株として算出)を勘案した
場合の株式数及び割合になります。

3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入してありま
す。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)	公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
Peppermint Grove Limited	Unit 804, 8/F, Wing On Plaza 62 Mody Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong	3,609,815	9.45	3,609,815	7.75
Insanna Stiftung	Austrasse 56 9490 Vaduz Fürstentum Liechtenstein	3,607,988	9.45	3,607,988	7.75
シーズ・インベストメント 有限責任事業組合	東京都渋谷区広尾一丁目 1番39号 恵比寿プライムスクエア タワー17階	2,464,100	6.45	2,464,100	5.29
ノビック・コーリン	東京都港区	2,427,921 (136,200)	6.36 (0.36)	2,427,811 (136,200)	5.21 (0.29)
シーガー・ジェイソン	東京都品川区	2,427,921 (136,200)	6.36 (0.36)	2,427,811 (136,200)	5.21 (0.29)
The Prudential Assurance Company Limited	10 Fenchurch Avenue, London, EC3M 5AG, United Kingdom	2,352,942 (2,352,942)	6.16 (6.16)	2,352,942 (2,352,942)	5.05 (5.05)
マークシュタイナー・ライ ナー	Schwaz, Austria	2,323,128 (182,500)	6.08 (0.48)	2,323,128 (182,500)	4.99 (0.39)
坂野 敦	Mid-Levels, Central, Hong Kong	1,643,914	4.31	1,643,914	3.53
アルフレッサ株式会社	東京都千代田区神田美土 代町7番地	1,176,471	3.08	<u>1,398,671</u>	<u>3.00</u>
Glymur Biotech Ventures LP	PO Box 282, Oak House, Hirzel Street, St Peter Port, GY1 3RH, Guernsey	1,339,508	3.51	1,339,508	2.88
計	-	23,373,708 (2,807,842)	61.22 (7.35)	<u>23,595,688</u> (2,807,842)	<u>50.66</u> (6.03)

(注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2026年1月19日現在のもの
であります。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し
後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2026年1月19日現在の所有株式数及び
株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数
及び割合になります。

3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しておりま
す。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

第二部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

【その他の新株予約権等の状況】

(訂正前)

会社法に基づき発行した新株予約権（ラチェット型新株予約権）は、次のとおりであります。

決議年月日	2025年7月4日
新株予約権の数（個）	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	未定（注）(1)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	（注）(4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 未定 資本組入額 未定（注）(8)
新株予約権の行使の条件	（注）(5)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）(1), (2)(d)(e), (5)(a), (6)(d)

提出日の前月末現在（2025年12月31日）における内容を記載しております。

(注) 新株予約権の内容は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (a) 本新株予約権の目的たる株式の種類（以下「転換対象株式」という。）は、当会社の普通株式とする。
- (b) 本新株予約権の行使により当社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当会社の保有する転換対象株式を処分する数は、行使される本新株予約権の払込金額の総額を本転換価額で除して得られた数とする。本新株予約権の行使により発生した端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本転換価額

「本転換価額」は下記のとおりとする。

(a) 適格資金調達（以下で定義する。）

適格資金調達が行われた場合、本転換価額は、当該資金調達における1株当たりの払込金額に0.9を乗じて得られた額（但し、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、当該価額は適切に調整されるものとする。）を上限とする。）とする。

(b) 本償還日

割当日の24か月後の応当日（以下「本償還日」という。）における本転換価額は、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、当該価額は適切に調整されるものとする。）とする。

(c) IPO（以下で定義する。）

適格資金調達の実行日若しくは本償還日若しくは当社による支配権移転取引等の承認に先立ち、IPOが完了した際の本転換価額は、当該IPOに伴って実施される当社普通株式の新規株式公開（募集・売出し）における1株当たりの公募・売出価格に0.9を乗じて得られた額（但し、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、当該価額は適切に調整されるものとする。）を上限とする。）とする。

(d) 支配権移転取引等（以下で定義する。）

適格資金調達の実行日、本償還日又はIPOが完了した日に先立ち、当社が支配権移転取引等を承認した際の本転換価額は、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、本転換価額は適切に調整されるものとする。）とする。

- (e) 本発行要項に別途定める場合を除き、本発行要項中の下記の用語はそれぞれ下記の意味を有するものとする。
- () 「適格資金調達」とは、2025年9月1日以降に当社が資金調達を主たる目的として行う（一連の）株式の発行（但し、当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が500,000,000円以上のものに限り、IPOを除く。）を意味する。
 - () 「IPO」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に定める金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在する取引所に当社の有価証券を上場することを意味する。
 - () 「支配権移転取引等」とは、() 当社の資産の全部若しくは実質的に全部の売却、譲渡若しくはその他の処分、() 合併、株式交換、株式移転若しくは株式交付（但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、() 吸収分割又は新設分割（但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、又は() 当社の総株主の議決権の過半数を表章する株式の譲渡又は移転を意味する。但し、かかる行為が当社の持株会社（当社の完全親会社であり、当社の株主がかかる行為の直前における当社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。）の設立のみを目的とする場合、又は純粋な資金調達取引を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。
 - () 「本調整事由」とは、株式分割、併合その他これらの場合に準じ調整を必要とする場合をいう。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。
- (4) 本新株予約権に行使することができる期間
下記第(5)号に定める行使条件を充足することを条件として、各本新株予約権は、割当日以降いつでも行使することができる。
- (5) 本新株予約権の行使条件
本新株予約権は、下記の条件をいずれも満たす場合に行使することができる。
- (a) () 適格資金調達の実行、() IPOの完了、() 支配権移転取引等の完了、() 本償還日の到来のいずれかの事由が発生したこと。
 - (b) 外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出が、管轄政府機関に対して提出され、かつ、当該対内直接投資等に係る管轄政府機関による承認が得られ、又は同法に基づく提出を管轄政府機関が受理して以降30日が経過したこと。但し、本新株予約権を行使する者が外為法第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出を要しないと認める場合にはこの限りではない。
- (6) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項
- (a) 適格資金調達の完了を条件として、当該完了日（但し当該完了に先立ち）において、当社は発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従って金銭を交付する。
 - (b) IPOの完了を条件として、当該完了日（但し当該完了に先立ち）において、当社は発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。
 - (c) 本償還日において、当社は当該時点で発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。
 - (d) 当社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当社の取締役会が別に定める日において、当社は当該日の前日の時点で発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。
 - (e) 当社が(a)号乃至(d)号に基づき本新株予約権を取得する場合、当社は、当該取得する日の2週間前までに、本新株予約権の保有者に対し、その旨及び転換対象株式の内容その他の条件を、書面により通知するものとする。
 - (f) 前五号にかかわらず、(a)号、(b)号、(c)号又は(d)号に基づく本新株予約権の転換対象株式への転換は、外為法第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出が、管轄政府機関に対して提出され、かつ当該対内直接投資等に係る管轄政府機関による承認が得られ、又は同法に基づく提出を管轄政府機関が受理して以降30日が経過したことを条件とする。但し、本新株予約権を行使する者が外為法第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出を要しないと認める場合にはこの限りではない。

(7) 譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得は、当会社の取締役会の承認を要する。

(8) 資本金及び資本準備金

- (a) 新株予約権の行使により株式が発行された場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、当該計算において端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (b) 新株予約権の行使により株式が発行された場合に増加する資本準備金の額は、上記(a)号に定める資本金等増加限度額から、上記(a)号の定めにより増加する資本金の額を減じた額とする。

(訂正後)

会社法に基づき発行した新株予約権（ラケット型新株予約権）は、次のとおりであります。

決議年月日	2025年7月4日
新株予約権の数（個）	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,352,942（注）(1)、(9)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	（注）(4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 850 資本組入額 425（注）(8)、(9)
新株予約権の行使の条件	（注）(5)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）(1)、(2)(d)(e)、(5)(a)、(6)(d)

提出日の前月末現在（2025年12月31日）における内容を記載しております。

（注） 新株予約権の内容は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (a) 本新株予約権の目的たる株式の種類（以下「転換対象株式」という。）は、当会社の普通株式とする。
- (b) 本新株予約権の行使により当社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当会社の保有する転換対象株式を処分する数は、行使される本新株予約権の払込金額の総額を本転換価額で除して得られた数とする。本新株予約権の行使により発生した端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本転換価額

「本転換価額」は下記のとおりとする。

(a) 適格資金調達（以下で定義する。）

適格資金調達が行われた場合、本転換価額は、当該資金調達における1株当たりの払込金額に0.9を乗じて得られた額（但し、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、当該価額は適切に調整されるものとする。）を上限とする。）とする。

(b) 本償還日

割当日の24か月後の応当日（以下「本償還日」という。）における本転換価額は、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、当該価額は適切に調整されるものとする。）とする。

(c) IPO（以下で定義する。）

適格資金調達の実行日若しくは本償還日若しくは当社による支配権移転取引等の承認に先立ち、IPOが完了した際の本転換価額は、当該IPOに伴って実施される当社普通株式の新規株式公開（募集・売出し）における1株当たりの公募・売出価格に0.9を乗じて得られた額（但し、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、当該価額は適切に調整されるものとする。）を上限とする。）とする。

(d) 支配権移転取引等（以下で定義する。）

適格資金調達の実行日、本償還日又はIPOが完了した日に先立ち、当社が支配権移転取引等を承認した際の本転換価額は、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、本転換価額は適切に調整されるものとする。）とする。

(e) 本発行要項に別途定める場合を除き、本発行要項中の下記の用語はそれぞれ下記の意味を有するものとする。

- () 「適格資金調達」とは、2025年9月1日以降に当社が資金調達を主たる目的として行う（一連の）株式の発行（但し、当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が500,000,000円以上のものに限り、IPOを除く。）を意味する。
- () 「IPO」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に定める金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在する取引所に当社の有価証券を上場することを意味する。
- () 「支配権移転取引等」とは、() 当社の資産の全部若しくは実質的に全部の売却、譲渡若しくはその他の処分、() 合併、株式交換、株式移転若しくは株式交付（但し、かかる行為の直前に

おける当会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、（ ）吸収分割又は新設分割（但し、当会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、又は（ ）当会社の総株主の議決権の過半数を表章する株式の譲渡又は移転を意味する。但し、かかる行為が当会社の持株会社（当会社の完全親会社であり、当会社の株主がかかる行為の直前における当会社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。）の設立のみを目的とする場合、又は純粋な資金調達取引を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

（ ）「本調整事由」とは、株式分割、併合その他これらの場合に準じ調整を必要とする場合をいう。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

(4) 本新株予約権に行使することができる期間

下記第(5)号に定める行使条件を充足することを条件として、各本新株予約権は、割当日以降いつでも行使することができる。

(5) 本新株予約権の行使条件

本新株予約権は、下記の条件をいずれも満たす場合に行使することができる。

(a) ()適格資金調達の実行、()IPOの完了、()支配権移転取引等の完了、()本償還日の到来のいずれかの事由が発生したこと。

(b) 外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出が、管轄政府機関に対して提出され、かつ、当該対内直接投資等に係る管轄政府機関による承認が得られ、又は同法に基づく提出を管轄政府機関が受理して以降30日が経過したこと。但し、本新株予約権を行使する者が外為法第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出を要しないと認める場合にはこの限りではない。

(6) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項

(a) 適格資金調達の完了を条件として、当該完了日（但し当該完了に先立ち）において、当社は発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従って金銭を交付する。

(b) IPOの完了を条件として、当該完了日（但し当該完了に先立ち）において、当社は発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。

(c) 本償還日において、当社は当該時点で発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。

(d) 当社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当社の取締役会が別に定める日において、当社は当該日の前日の時点で発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。

(e) 当社が(a)号乃至(d)号に基づき本新株予約権を取得する場合、当社は、当該取得する日の2週間前までに、本新株予約権の保有者に対し、その旨及び転換対象株式の内容その他の条件を、書面により通知するものとする。

(f) 前五号にかかわらず、(a)号、(b)号、(c)号又は(d)号に基づく本新株予約権の転換対象株式への転換は、外為法第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出が、管轄政府機関に対して提出され、かつ当該対内直接投資等に係る管轄政府機関による承認が得られ、又は同法に基づく提出を管轄政府機関が受理して以降30日が経過したことを条件とする。但し、本新株予約権を行使する者が外為法第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出を要しないと認める場合にはこの限りではない。

(7) 譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得は、当社の取締役会の承認を要する。

(8) 資本金及び資本準備金

(a) 新株予約権の行使により株式が発行された場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、当該計算において端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

(b) 新株予約権の行使により株式が発行された場合に増加する資本準備金の額は、上記(a)号に定める資本金等増加限度額から、上記(a)号の定めにより増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) IPOに伴う本転換価額の決定

今回のIPOに伴って実施される当社普通株式の新規株式公開（募集・売出し）における1株当たりの公
募・売出価格（1,350円）の決定に基づき「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使
により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が記載の通り決定しております。

第四部【株式公開情報】

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(訂正前)

項目	株式
発行年月日	2024年10月30日
種類	普通株式
発行数	1,765株
発行価格	850円
資本組入額	425円
発行価額の総額	1,500千円
資本組入額の総額	750千円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2 .

項目	株式	株式
発行年月日	2024年10月31日	2024年12月3日
種類	普通株式	普通株式
発行数	37,648株	1,176,471株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	32,000千円	1,000,000千円
資本組入額の総額	16,000千円	500,000千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2 .	(注) 2 .

項目	株式
発行年月日	2024年12月27日
種類	A種種類株式
発行数	1,249,793株
発行価格	850円
資本組入額	425円
発行価額の総額	1,062,324千円
資本組入額の総額	531,162千円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2 .

項目	株式	株式
発行年月日	2024年12月31日	2025年 2月28日
種類	普通株式	普通株式
発行数	76,042株	684,236株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	64,636千円	581,600千円
資本組入額の総額	32,318千円	290,800千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2 .	(注) 2 .

項目	株式	株式
発行年月日	2025年 3月28日	2025年 4月30日
種類	普通株式	普通株式
発行数	18,825株	470,500株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	16,001千円	399,925千円
資本組入額の総額	8,000千円	199,962千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2 .	(注) 2 .

項目	株式	株式
発行年月日	2025年 5月14日	2025年 7月18日
種類	普通株式	普通株式
発行数	235,295株	920,941株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	200,000千円	782,799千円
資本組入額の総額	100,000千円	391,399千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2 .	(注) 2 .

項目	株式	株式
発行年月日	2025年7月31日	2025年8月1日
種類	普通株式	普通株式
発行数	352,942株	99,601株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	300,000千円	84,661千円
資本組入額の総額	150,000千円	42,330千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)2.	(注)2.

項目	株式
発行年月日	2025年8月20日
種類	普通株式
発行数	231,127株
発行価格	850円
資本組入額	425円
発行価額の総額	196,457千円
資本組入額の総額	98,228千円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)2.

項目	新株予約権 (注)3.	新株予約権 (注)3.	新株予約権 (注)3.
発行年月日	2023年10月27日	2023年11月17日	2023年12月8日
種類	第1回の1 J-KISS型新株予約権	第1回の2 J-KISS型新株予約権	第1回の3 J-KISS型新株予約権
発行数	普通株式 479,531株	普通株式 383,631株	普通株式 204,602株
発行価格	782円	782円	782円
資本組入額	391円	391円	391円
発行価額の総額	375,000千円	300,000千円	160,000千円
資本組入額の総額	187,500千円	150,000千円	80,000千円
発行方法	2023年10月19日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。	2023年11月9日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。	2023年12月7日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。
保有期間等に関する確約			

項目	新株予約権（注）3.	新株予約権（注）3.	新株予約権
発行年月日	2024年6月7日	2024年9月21日	2025年8月12日
種類	第1回の4 J-KISS型新株予約権	第1回の5 J-KISS型新株予約権	ラケット型新株予約権
発行数	普通株式 115,088株	普通株式 38,361株	未確定 (注)6.
発行価格	782円	782円	未確定 (注)6.
資本組入額	391円	391円	未確定 (注)6.
発行価額の総額	90,000千円	30,000千円	2,000,000千円
資本組入額の総額	45,000千円	15,000千円	1,000,000千円
発行方法	2024年6月6日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。	2024年9月19日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。	2025年7月4日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。
保有期間等に関する確約	(注)4.	(注)4.	(注)4.

項目	新株予約権	新株予約権
発行年月日	2025年8月15日	2025年8月31日
種類	第4回の1新株予約権	第4回の2新株予約権
発行数	普通株式 333,100株	普通株式 264,700株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	283,135千円	224,995千円
資本組入額の総額	141,567千円	112,497千円
発行方法	2025年7月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行なっております。	2025年7月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行なっております。
保有期間等に関する確約	(注)5.	(注)5.

(注)1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」といいます。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」といいます。）第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」といいます。）第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行なっている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状

況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (5) 当社の場合、基準事業年度の末日は2024年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を原則として、割当てを受けた日から上場日以後6カ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行なっております。
 3. J-KISS型新株予約権については、2024年12月9日までに全て普通株式に転換されております。
 4. 同取引所の定める同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた新株予約権(以下「割当新株予約権」という)を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6カ月間を経過する日(当該日において割り当て新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで、所有する等の確約を行っております。
 5. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた当社もしくは当社関連会社の役員及び従業員との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 6. 株式の発行価格及び新株予約権に関する株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、払込時点までの累計研究開発投資額及び研究開発進捗状況を参考にして、払込株主との協議によって算定しております。
 7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(訂正後)

項目	株式
発行年月日	2024年10月30日
種類	普通株式
発行数	1,765株
発行価格	850円
資本組入額	425円
発行価額の総額	1,500千円
資本組入額の総額	750千円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2 .

項目	株式	株式
発行年月日	2024年10月31日	2024年12月3日
種類	普通株式	普通株式
発行数	37,648株	1,176,471株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	32,000千円	1,000,000千円
資本組入額の総額	16,000千円	500,000千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2 .	(注) 2 .

項目	株式
発行年月日	2024年12月27日
種類	A種種類株式
発行数	1,249,793株
発行価格	850円
資本組入額	425円
発行価額の総額	1,062,324千円
資本組入額の総額	531,162千円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2 .

項目	株式	株式
発行年月日	2024年12月31日	2025年 2月28日
種類	普通株式	普通株式
発行数	76,042株	684,236株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	64,636千円	581,600千円
資本組入額の総額	32,318千円	290,800千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2 .	(注) 2 .

項目	株式	株式
発行年月日	2025年 3月28日	2025年 4月30日
種類	普通株式	普通株式
発行数	18,825株	470,500株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	16,001千円	399,925千円
資本組入額の総額	8,000千円	199,962千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2 .	(注) 2 .

項目	株式	株式
発行年月日	2025年 5月14日	2025年 7月18日
種類	普通株式	普通株式
発行数	235,295株	920,941株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	200,000千円	782,799千円
資本組入額の総額	100,000千円	391,399千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2 .	(注) 2 .

項目	株式	株式
発行年月日	2025年7月31日	2025年8月1日
種類	普通株式	普通株式
発行数	352,942株	99,601株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	300,000千円	84,661千円
資本組入額の総額	150,000千円	42,330千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)2.	(注)2.

項目	株式
発行年月日	2025年8月20日
種類	普通株式
発行数	231,127株
発行価格	850円
資本組入額	425円
発行価額の総額	196,457千円
資本組入額の総額	98,228千円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)2.

項目	新株予約権 (注)3.	新株予約権 (注)3.	新株予約権 (注)3.
発行年月日	2023年10月27日	2023年11月17日	2023年12月8日
種類	第1回の1 J-KISS型新株予約権	第1回の2 J-KISS型新株予約権	第1回の3 J-KISS型新株予約権
発行数	普通株式 479,531株	普通株式 383,631株	普通株式 204,602株
発行価格	782円	782円	782円
資本組入額	391円	391円	391円
発行価額の総額	375,000千円	300,000千円	160,000千円
資本組入額の総額	187,500千円	150,000千円	80,000千円
発行方法	2023年10月19日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。	2023年11月9日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。	2023年12月7日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。
保有期間等に関する確約			

項目	新株予約権（注）3.	新株予約権（注）3.	新株予約権
発行年月日	2024年6月7日	2024年9月21日	2025年8月12日
種類	第1回の4 J-KISS型新株予約権	第1回の5 J-KISS型新株予約権	ラケット型新株予約権
発行数	普通株式 115,088株	普通株式 38,361株	普通株式 2,352,942株 (注)6.7.
発行価格	782円	782円	850円 (注)6.7.
資本組入額	391円	391円	425円 (注)6.7.
発行価額の総額	90,000千円	30,000千円	2,000,000千円
資本組入額の総額	45,000千円	15,000千円	1,000,000千円
発行方法	2024年6月6日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。	2024年9月19日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。	2025年7月4日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。
保有期間等に関する確約	(注)4.	(注)4.	(注)4.

項目	新株予約権	新株予約権
発行年月日	2025年8月15日	2025年8月31日
種類	第4回の1新株予約権	第4回の2新株予約権
発行数	普通株式 333,100株	普通株式 264,700株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	283,135千円	224,995千円
資本組入額の総額	141,567千円	112,497千円
発行方法	2025年7月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行なっております。	2025年7月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行なっております。
保有期間等に関する確約	(注)5.	(注)5.

(注)1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」といいます。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」といいます。）第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」といいます。）第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行なっている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状

況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (5) 当社の場合、基準事業年度の末日は2024年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を原則として、割当てを受けた日から上場日以後6カ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行なっております。
 3. J-KISS型新株予約権については、2024年12月9日までに全て普通株式に転換されております。
 4. 同取引所の定める同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた新株予約権(以下「割当新株予約権」という)を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6カ月間を経過する日(当該日において割り当て新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで、所有する等の確約を行っております。
 5. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた当社もしくは当社関連会社の役員及び従業員との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 6. 株式の発行価格及び新株予約権に関する株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、払込時点までの累計研究開発投資額及び研究開発進捗状況を参考にして、払込株主との協議によって算定しております。
 7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。なお、今回のIPOに伴って実施される当社普通株式の新規株式公開(募集・売出し)における1株当たりの公募・売出価格(1,350円)の決定に基づき「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」が記載の通り決定しております。

2【取得者の概況】

新株予約権（ラチェット型新株予約権）

（訂正前）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
The Prudential Assurance Company Limited The Prudential Assurance Company Limited Portfolio manager Jeremy Punnett	10 Fenchurch Avenue, London, EC3M 5AG, United Kingdom	投資ファンド	(注) 1	(注) 1	

(注) 1. 新株予約権の割当株数、単価等については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2. 新株予約権及びについては、提出会社又は関係会社の使用人に対する割当てであり、取得者の人数は、14人、当該取得者の割当株数は597,800株であります。

（訂正後）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
The Prudential Assurance Company Limited The Prudential Assurance Company Limited Portfolio manager Jeremy Punnett	10 Fenchurch Avenue, London, EC3M 5AG, United Kingdom	投資ファンド	<u>2,352,942</u> (注) 1	<u>2,000,000,700</u> (850) (注) 1	

(注) 1. 新株予約権の割当株数、単価等については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。なお、今回のIPOに伴って実施される当社普通株式の新規株式公開（募集・売出し）における1株当たりの公募・売価格（1,350円）の決定に基づき、「割当株数」及び「価格（単価）」が記載の通り決定しております。

2. 新株予約権及びについては、提出会社又は関係会社の使用人に対する割当てであり、取得者の人数は、14人、当該取得者の割当株数は597,800株であります。

第3【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
	(省略)		
シーガー・ジェイソン(注)2.4.	東京都品川区	2,427,921 (136,200)	6.36 (0.36)
The Prudential Assurance Company Limited(注)7.	10 Fenchurch Avenue, London, EC3M 5AG, United Kingdom	2,352,942 (2,352,942)	6.16 (6.16)
マークシュタイナー・ライナー(注)3.4.	Schwaz, Austria	2,323,128 (182,500)	6.08 (0.48)
	(省略)		
計		38,179,204 (4,843,502)	100.0 (12.69)

(注)1. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しておりません。

2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)

3. 特別利害関係者等(当社の取締役)

4. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

5. 当社の従業員

6. Insanna Stiftungは、2025年11月30日に、当社株主であるEkkehart Steinhuberより3,607,988株を譲り受けたことによって、主要株主となりました。最近事業年度末現在、主要株主であったEkkehart Steinhuberは、主要株主でなくなりました。

7. The Prudential Assurance Company Limited保有の新株予約権による潜在株式数は2,000,000,700円を、新規株式公開(募集・売出し)における1株当たりの公募・売出価格に0.9を乗じて得られた額(但し、850円を上限とする)で除して得られた数であり、新規公開価格(発行価格及び売出価格)決定日である2026年2月12日に確定いたします。The Prudential Assurance Company Limitedの所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、仮条件(1,290円~1,350円)の下限に基づき算出した潜在株式数(2,352,942株)によるものであります。新規公開価格(発行価格及び売出価格)が上記仮条件の範囲内で決定した場合、The Prudential Assurance Company Limited保有の新株予約権の目的である潜在株式数及び所有株式数の割合は変動いたしません。

なお、本新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
	(省略)		
シーガー・ジェyson(注)2.4.	東京都品川区	2,427,921 (136,200)	6.36 (0.36)
The Prudential Assurance Company Limited(注)7.	10 Fenchurch Avenue, London, EC3M 5AG, United Kingdom	2,352,942 (2,352,942)	6.16 (6.16)
マークシュタイナー・ライナー(注)3.4.	Schwaz, Austria	2,323,128 (182,500)	6.08 (0.48)
	(省略)		
計		38,179,204 (4,843,502)	100.0 (12.69)

(注)1. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しておりません。

2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)

3. 特別利害関係者等(当社の取締役)

4. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

5. 当社の従業員

6. Insanna Stiftungは、2025年11月30日に、当社株主であるEkkehart Steinhuberより3,607,988株を譲り受けたことによって、主要株主となりました。最近事業年度末現在、主要株主であったEkkehart Steinhuberは、主要株主でなくなりました。

7. The Prudential Assurance Company Limited保有の新株予約権による潜在株式数は新規公開価格(発行価格及び売出価格)の決定に伴い、記載の通り確定しております。

なお、本新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。